

No. 1 創刊1号 2001年7月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第1回琵琶湖部会の内容……………P.1
- 河川管理者からの説明の概要……………P.6
- 委員会および部会開催のお知らせ……………P.11
- ◇ 淀川水系流域委員会について……………P.12
- ◇ 琵琶湖部会委員リスト……………P.14
- ◇ 当日資料の閲覧・入手方法……………P.15

平成13年5月11日(金)、第1回琵琶湖部会が開かれました。



【ロイヤルオークホテル「オーキッドホール」にて】

第1回琵琶湖部会の内容

14名の委員が出席し、審議が行われました。部会では淀川水系（琵琶湖等）の現状把握を行うため、河川管理者から説明があり、委員との質疑応答が行われました。また、委員会・部会の位置づけについて説明が行われ、今後の琵琶湖部会の進め方についても審議が行われました。

第1回琵琶湖部会（2001.5.11開催）速報

1. 部会長からの説明・要望

- 淀川流域委員会の目的ないし役割は、国土交通省近畿地方整備局の整備計画策定に対して、意見を述べることである。その整備計画策定に当たっては、流域委員会の意見を十分に尊重し、整備計画に位置づけられない事業は今後行わないとの、口頭による確約を得ている。
- 流域委員会およびその各部会委員は、公募による自薦・他薦（自分の専門領域以外を含む）を受けて、準備会議で決めた。その際いわゆる「学識経験者」の中に、地域の特性に詳しい人物を含めた。
- 各部会は流域委員会の下部組織との位置づけであり、決定は流域委員会において行うこととなっている。従って各部会長は、流域委員会において選定され、副部会長は部会長の指名によることとされている。副部会長は江頭進治さんをお願いした。
- この流域委員会の進めかたは、京都新聞の社説によれば画期的なことだという。そうであるならば今後の審議においても、その精神を十分に活かして進めたい。
- 国土交通省近畿地方整備局からの事項に関する諮問はまだなされておらず、むしろ流域委員会の議論を受けてなされる予定と聞く。
- 整備計画の直接対象区間は直轄管理河川の部分であるが、直轄区域以外についても当然に議論し、意見を述べることもある。
- 傍聴者の発言を歓迎し、そのための時間を設けるようにする。

（主な発言内容）

- 直轄管理河川と影響しあう区域についても、必ず触れると強く表明するべきである。（委員）
- 流域全体を考えるのは当然である。直轄管理河川区域とそれ以外の区域とは区分し、論議し、かつ意見をまとめる。（部会長）
- 国の整備計画は国の直轄管理区間が対象である。ただし、直轄管理区間に影響する範囲についての文言も書いてもらってよい。また、国は県などの整備計画について認可・助言する立場であるので、委員会で出た意見はできるだけ反映したい。（河川管理者）

- 委員会での決定事項を、誰がどこへ反映させるのかが見えない。（委員）
- 整備計画の決定権は河川管理者にあるが、その際には、流域委員会の決定事項を最大限尊重する。整備計画に位置づけられなかったものは、事業として行わない。（河川管理者）
- 琵琶湖部会は琵琶湖とそれへの流入河川全体のことを議論する場であり、その意見が委員会に報告されるものと認識している。（委員）
- 部会は委員会の下部組織ではなく、委員会と同等と位置づけるべきである。（委員）
- 琵琶湖周辺のことについては、流域委員会よりも琵琶湖部会が十分に議論できるところであるのは当然である。しかし流域委員会は、他の部会から出てきた意見をもまともて判断しなければならない。従って意思決定を行う際には、上部下部の組織的關係は明確にしなければならない。（部会長）
- 流域委員会終了後に記者説明が行われているが、委員会および部会は記者にも公開され、実際に出席もなされているから、取りやめるほうが良い。（委員）
- 現在までは記者説明の席上に記者の出席していたことはなかったように記憶する。私個人も特に必要ではないとも考えているので、委員長に伝えてみる。（部会長）

2. 当面の部会の進め方についての主な意見

- 部会の意見あるいはそこでの議論については、ある程度まとまったところで流域委員会に報告し、いわばキャッチボールを行って進める。（部会長）
- 委員会ないし部会委員と河川管理者とが、現状と将来の方向に関する認識を完全に共通にすることは不可能ではないか。それを当面行うとの考えには賛成できない。（委員）
- 事実に関する知識を、互いにできるだけ共有するとの意味であって、意見を一致させると言うことではない。（部会長）
- 流域委員会議事録は、可及的速やかに各部会委員全員にも配付し、逆に各部会の議事録は、流域委員会委員全員に配付すべきである。（委員）
- そのように、庶務に指示する。（部会長）

3. 河川管理者による淀川水系の現状説明

- 河川整備計画の流れについて
- 琵琶湖の水位管理について
 - 琵琶湖の概要（淀川水系と琵琶湖、琵琶湖の諸元、琵琶湖の役割、近年の被害の実態、琵琶湖の環境の実態）
 - 瀬田川洗堰の操作（琵琶湖の管理水位の変遷、琵琶湖総合開発事業、琵琶湖の水位管理、琵琶湖の水管理への要望、琵琶湖岸の状況、琵琶湖の水位変動）

(主な発言内容)

基準水位のとりかたが歴史的に変更されている筈なので、そのままの数値では論じられないのではないか。(委員)

もしそうなら、次回までに補正した変動値を、河川管理者は提出すること。(部会長)

治水・利水の施策だけでなく、総合的な視点からの「ソフト」な施策についても説明すべきである。(委員)

河川法改正によって、自然環境保全が目的化されたのだから当然であり、おいおい出てくる筈と考える。また、国土交通省の所管範囲を超えて論議する必要も、当然生じるかも知れない。(部会長)

引用した資料の出所については、それを明示すること。それがないと、精度などに対する信頼性が失われる場合がある。(部会長)

琵琶湖の漁獲量の変化に関するデータがあるが、総漁獲量ではなく、保護政策を行っているアユとその他とを分けて見た方が個々の生物種の変動が明確になる。(委員)

琵琶湖と下流の水位が双方とも上がったときなどの、洪水対策は現在までどうであり、これからはどうするのか。(委員)

双方が同時に極めて危険になるような雨の降りかたは、過去にはなかった。今後ともそのような危険性はほとんどないと想定しているが、そのような場合がもし起こった場合には、その時に最善の対応について一所懸命に検討し、判断したい。(河川管理者)

シミュレーションによって、どのような条件下でそのようなことの起こる可能性があるか、情報を出してもらうことを要請する。(部会長)

現状について、国土交通省が知っていること、委員や住民各位が知っていることを合わせていきたい。今日は、前者を開示したものである。(河川管理者)

可及的速やかに、各委員の現状把握と認識とを開陳する機会を作りたい。また、「河川管理者」側はむしろ自分に不利な問題点を積極的に掘り起こし、その一つ一つを解決していく姿勢ですべての場合に臨むべきである。(部会長)

4. 傍聴者との意見交換

1名の傍聴者から、湖岸侵食についての資料配付の要望があり、了承して配付された。

(主な発言内容)

一般からのさまざまな情報は、今回の資料配付のように大いに歓迎する。ただし、委員・「河川管理者」・庶務が配付するものとは区別する。(部会長)

琵琶湖問題をこのような場で議論することは初めてで、期待している。過去だけではなく、現在起こっている問題を現場調査して対策を立てて欲しい。(傍聴者)

琵琶湖総合開発以前の状況を考慮して議論すべきである。ヨシの問題は、河川管理者から琵琶湖部会に審議の諮問をしてもらいたい。第2回流域委員会でのある委員の発言は、「時期を切って問題を検討すべき」と言うことであり、この意見は受け入れられたと解釈している。(傍聴者)

琵琶湖総合開発の功罪も、当然ながら論議の対象となる。ヨシを含む水と陸との推移帯の問題などをも含め水位変動に関しても意見をまとめるが、中心は長期的な問題であり、すぐにも何かを起こすようなことを求めるのは、この部会あるいは流域委員会の行うことではなく、また無理である。また、最後の「解釈」については、私には理解していない。(部会長)

長期的な水位管理の問題などについては、流域委員会や部会で議論して頂くことである。短期的問題については、琵琶湖工事事務所または県で扱うべき内容である。(部会長、河川管理者)

5. 決定事項

第2回部会(6月8日)は現地視察とし、ほぼ終日行う。

第3回部会(6月下旬)も現地視察とし、ほぼ終日行う。開催日については、当初夕方に部会を開く予定だった6月25日(月)などについて委員の出席可能状況を聞き、その結果によって決める。

開催場所は、できるだけ琵琶湖沿岸ないし流入河川の近くで行い、また費用の節減を図る。

会議の時間は、当初予定の2時間より長くなることを覚悟して、論議を進めるよう努力する。

以上

*この部会速報は府県等の記者クラブに配布しています。

河川管理者からの説明の概要

■配布資料リスト

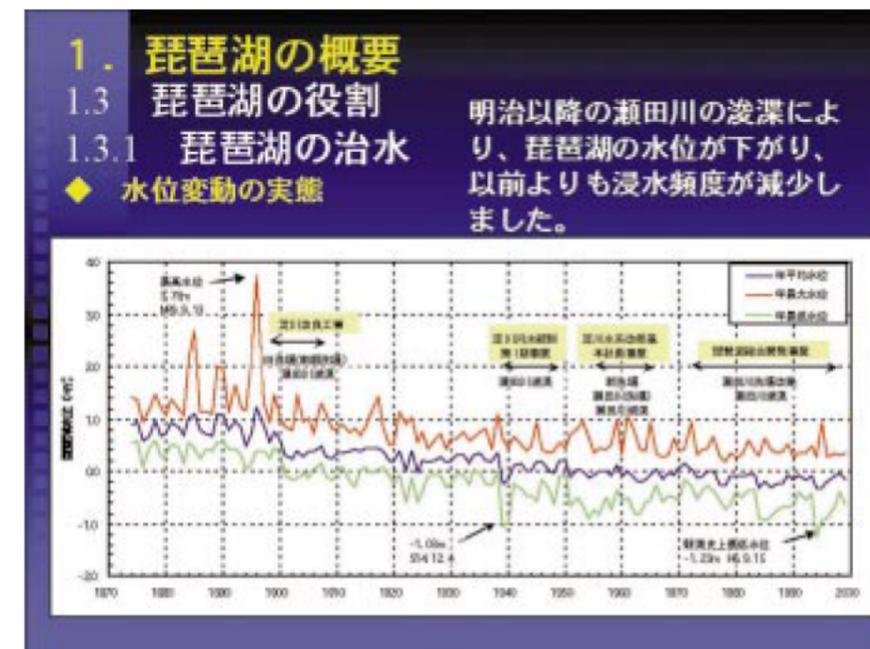
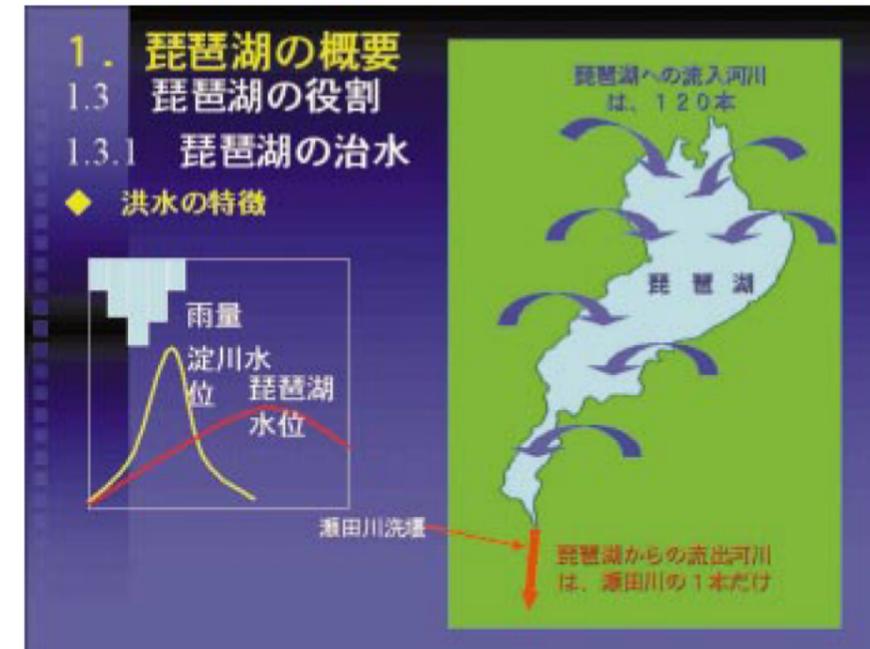
資料名		作成主体	ボリューム ()内は枚数
議事次第		庶務	A4(1)
資料1-1	委員会、部会の位置づけ等について	庶務	A4(1)
資料1-2	淀川水系流域委員会規約	庶務	A4(7)
資料2	当面の部会の進め方(案)	庶務	A4(1)
資料3	淀川水系の現状説明	河川管理者	A4(約250)
資料3別冊	淀川水系流域委員会琵琶湖部会現地視察行程案	河川管理者	A4(4)
資料3別冊補足	第2回琵琶湖部会(現地視察)へのご出欠状況	庶務	A4(1)
資料4-1	淀川水系流域委員会における庶務の不手際の原因と庶務としての今後の対応について	庶務	A4(4)
資料4-2	会議運営のルール等について	庶務	A4(2)
参考資料1	淀川水系流域委員会委員名簿	庶務	A4(2)
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(7)
参考資料3	庶務とのやりとり記録	庶務	A4(4)
河川環境情報図(野洲川・草津川・瀬田川)		河川管理者	3枚

※紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.15の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。ただし、「河川環境情報図」は閲覧のみ可能です。

■「淀川水系の現状説明」(資料3)より

当日は、資料3の一部を用いて琵琶湖の水位管理を中心とした説明がありました。以下に主なものを掲載しています。

●「琵琶湖の水位管理について—琵琶湖の概要」



1. 琵琶湖の概要

1.3 琵琶湖の役割

1.3.1 琵琶湖の治水

◆ 瀬田川洗堰操作のしくみ

大雨で淀川の水位が上昇し始めますが、琵琶湖ではまだ水位の上昇はありません。

淀川の流量がピークになっても、琵琶湖の水位はさほど上昇していないので、洗堰からの放流量を制限しています。

淀川の流量が減り始める頃、琵琶湖の水位は上昇を続けているので、洗堰を全開して湖の水位を下げます。

1. 琵琶湖の概要

1.4 近年の被害の実態

1.4.1 浸水の被害

洪水生起年月	総雨量 (mm)	実績ピーク水位 (m)	浸水面積 (ha)
M29.9月	約1,000	3.76	約16500
S47.7月	約390	0.92	約3400
H7.5月	約280	0.93	約750

【凡例】
 明治29年9月洪水
 昭和47年7月洪水
 平成7年5月洪水

1. 琵琶湖の概要

1.3 琵琶湖の役割

1.3.2 琵琶湖の利水

◆ 水道用水供給人口の推移

年	供給人口 (万人)
昭和50年	約1500
昭和55年	約1550
昭和60年	約1600
平成2年	約1650
平成7年	約1680
平成9年	約1700

(出典：水道統計)

1. 琵琶湖の概要

1.4 近年の被害の実態

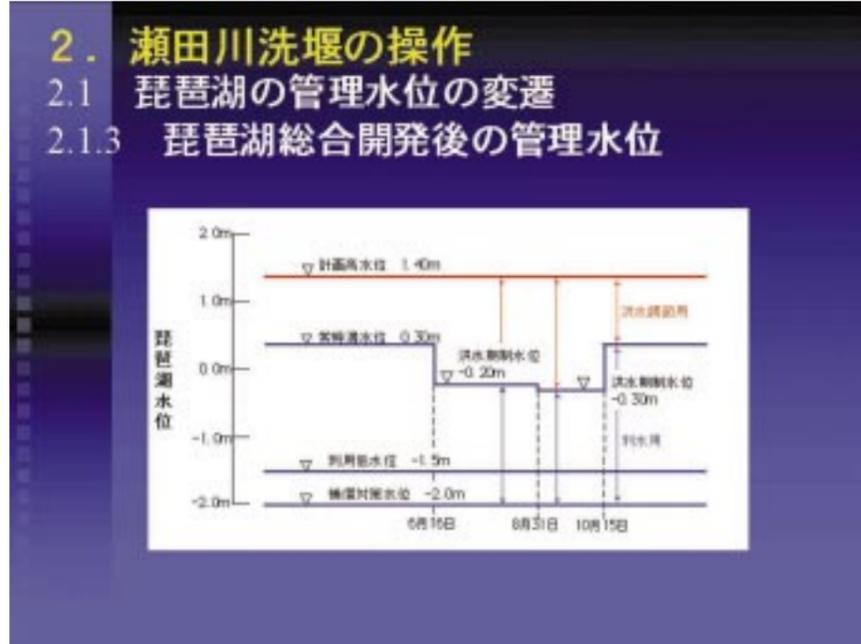
1.4.2 渇水の被害

◆ 干上がった浮御堂

浮御堂平常時 044.4.3 琵琶湖水位 0.29m

浮御堂渇水時 046.9.10 琵琶湖水位 -1.16m

「琵琶湖の水位管理について 瀬田川洗堰の操作」



2. 瀬田川洗堰の操作

2.5 琵琶湖湖岸の状況

2.5.2 琵琶湖の湖岸対策

琵琶湖周辺の生態系の保全

- ヨシ群落の保全
 - ① 魚類の生息、繁殖の場
コイ、フナ、ホシモロコなどの産卵場として、コイなどが子供の時期に外池から逃れる場所として利用されています。
 - ② 鳥類の生息、繁殖の場
鳥の巣づくりや休息する場所として利用されています。また、魚が集まることから、よい餌場となっています。
 - ③ 浸食の防止
湖岸に打ち寄せる波の強さが抑えられ、湖岸の浸食を防止するのに役立っています。
 - ④ 水質の保全
ア・浚水は茎に触れる際に、汚濁物質が比較的作用イ・ヨシの水中茎についている微生物による有機物の分解ウ・ヨシ自身が窒素やリンなどを栄養分として吸収するなどの水質の保全に役立っています。

出典：琵琶湖の環境 - 琵琶湖の環境をのびまろ01 - 滋賀県パンフレットより

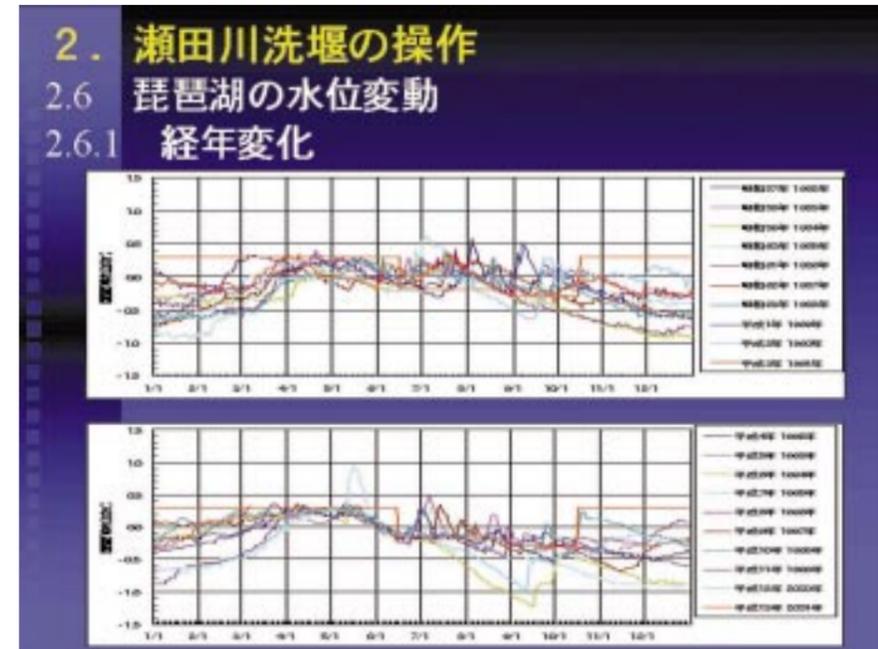
2. 瀬田川洗堰の操作

2.5 琵琶湖湖岸の状況

2.5.1 湖岸侵食

◆ 新海浜（彦根市）の侵食状況

出典：琵琶湖の環境をのびまろ01
～ 自然の恵みと琵琶湖の未来へ～
滋賀県 1999年10月発行のパンフレットより



委員会および部会開催のお知らせ

今後開催が予定されている委員会または部会は以下の通りです。

会議の傍聴をご希望の方、もしくはご意見をいただける方は、電子メールまたはFAXでお申込みください(別紙①もしくは②のFAX送信票をお使いください)。

第3回 淀川部会

日時：平成13年7月6日(金) 15:00~17:00
 場所：大阪全日空ホテル 3階「万葉東の間」
 大阪市北区堂島浜1-3-1
 TEL 06-6347-1112(代)
 *地下鉄御堂筋線、京阪本線・淀屋橋駅より徒歩5分

第4回 委員会

日時：平成13年7月24日(火) 15:00~17:00
 場所：新・都ホテル 地階「陽明殿」
 京都市南区京都駅八条口
 TEL 075-661-7111(代)
 *新幹線、JR(八条口)、近鉄京都駅から徒歩2分

●今後の会議開催日程のお知らせについて

会議の開催日程が正式に決まりましたら、最新のニュースレターやホームページ等で、随時ご報告いたします。

淀川水系流域委員会について

■設置の目的

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。また、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20~30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました。

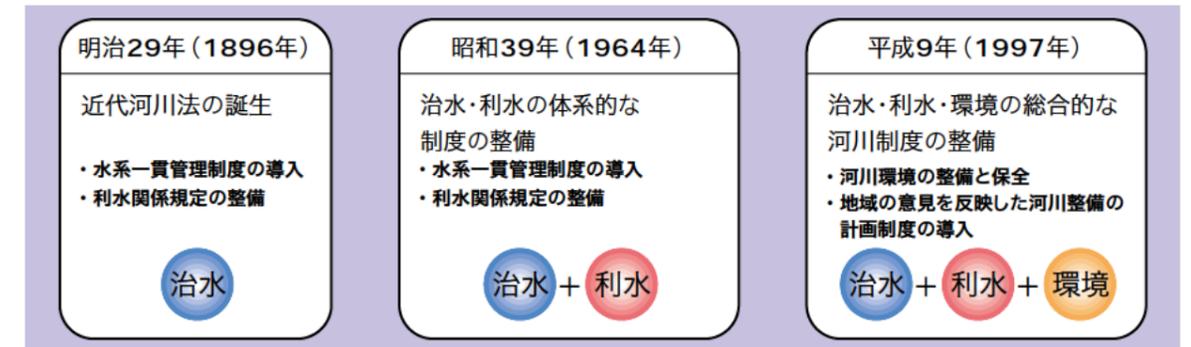
「淀川水系流域委員会」(以下流域委員会)は、淀川水系において「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月1日に近畿地方整備局によって設置されました。

■流域委員会の役割

淀川水系流域委員会は主に次のような役割を持っています

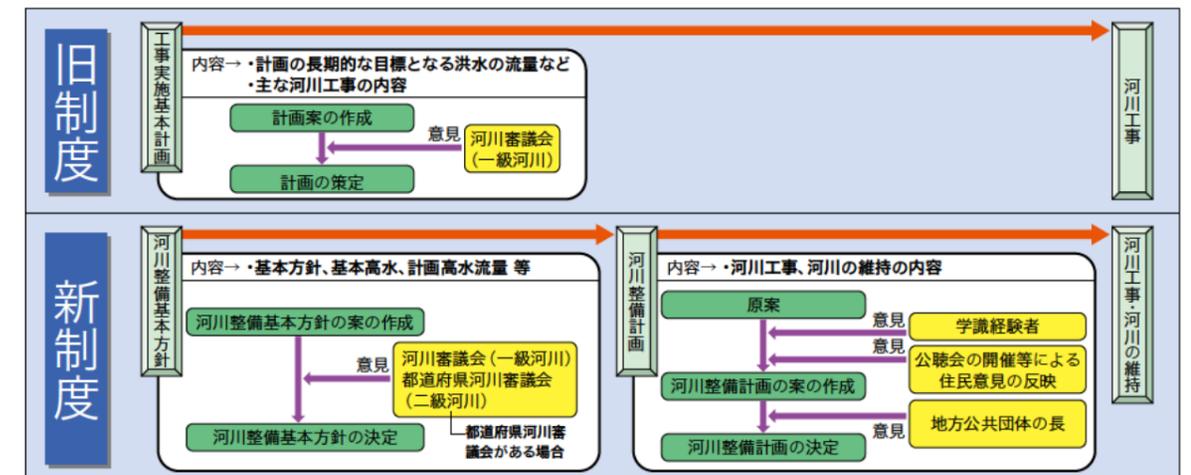
- ①近畿地方整備局が策定する「淀川水系河川整備計画(直轄管理区間を基本)」に対して、意見を述べる。
- ②関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。

図 河川法改正の流れ



【近畿地方整備局資料より】

図 新しい河川整備の計画制度



【近畿地方整備局資料より】

■流域委員会の構成

流域委員会は、次のような構成になっています。

- ・委員会と3つの部会（琵琶湖、淀川、猪名川）から構成されています。
- ・委員会委員の多くは部会委員を兼務しています。
- ・委員は、治水、利水、環境、人文、その他の幅広い分野から選出されているとともに、地域の特性に詳しい委員が委員会と各々の部会に4名以上選出されています。
- ・委員選出にあたっては、新聞・ホームページ・ニュースレター等での公募も行われました。

図 流域委員会委員の構成



図 淀川水系流域委員会と部会



流域委員会と準備会議

淀川水系流域委員会に先立ち、平成12年7月、淀川水系流域委員会準備会議（以下準備会議）が近畿地方建設局（現近畿地方整備局）によって設置されました。準備会議は、約半年にわたって、流域委員会のあり方（組織構成、委員、情報公開、住民意見の聴取方法など）について審議を行い、平成13年1月に答申を行いました。

琵琶湖部会委員リスト

2001.6.20現在

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 (水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	—
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、 文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	—
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	—
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学大学院工学研究科 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境 (環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	—
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	—
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	—
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	—
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育 (水環境教育、生物・地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	—

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

当日資料の閲覧・入手方法

紙面の都合上、ニュースレターでは資料内容を省略していますが、以下の方法で資料を閲覧、または入手することができます。

●ホームページ

委員会で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



●閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

●郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております(希望部数が多い場合には、コピー代も実費でいただくことがありますので、予めご了承ください)。

ご希望の方は、別紙②の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

別紙①

淀川水系流域委員会
ご意見用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 森永、安達、安藤、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※できましたら、ご意見の宛先もご記入ください(委員会、○○部会など)。

への意見

2. 差しつかえなければ下記にご記入下さい。

①団体・会社名()

②ご住所(〒)

③TEL()

④お名前()

別紙②

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用FAX送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 森永、安達、安藤、北林)

1. 淀川水系流域委員会 第3回淀川部会および第4回委員会への傍聴を希望される方は、該当する会議のチェック欄に☑をご記入下さい。

第3回 淀川部会(7月6日 15:00~17:00開催)	<input type="checkbox"/>
第4回 委員会(7月24日 15:00~17:00開催)	<input type="checkbox"/>

2. 第1回琵琶湖部会の資料郵送を希望される方は、必要な資料の部数を、下記リストにご記入下さい。
※希望部数が多い場合は、費用をご負担いただくことがありますので、予めご了承ください。

資料名	ボリューム ()内は枚数	部数
議事次第	A4(1)	
資料1-1 委員会、部会の位置づけ等について	A4(1)	
資料1-2 淀川水系流域委員会規約	A4(7)	
資料2 当面の部会の進め方(案)	A4(1)	
資料3 淀川水系の現状説明	A4(約250)	
資料3別冊 淀川水系流域委員会琵琶湖部会現地視察行程案	A4(4)	
資料3別冊補足 第2回琵琶湖部会(現地視察)へのご出欠状況	A4(1)	
資料4-1 淀川水系流域委員会における庶務の勝手原因と庶務としての今後の対応について	A4(4)	
資料4-2 会議運営のルール等について	A4(2)	
参考資料1 淀川水系流域委員会委員名簿	A4(2)	
参考資料2 委員および一般からの意見	A4(7)	
参考資料3 庶務とのやりとり記録	A4(4)	

3. 下記にご記入下さい。(必ず①~④ 全てにご記入下さい)

①団体・会社名()

②ご住所(〒)

③TEL()

④お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.1

2001年7月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

研究員：新田、恩地、柴崎、原

事務担当：森永、安達、安藤、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆このニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局/淀川工事事務所/琵琶湖工事事務所/大戸川ダム工事事務所/淀川ダム統合管理事務所/猪名川工事事務所/猪名川総合開発工事事務所/木津川上流工事事務所/水資源開発公団 関西支社/滋賀県 土木交通部河港課/京都府 土木建築部河川課/大阪府 土木部河川室/兵庫県 土木部河川課/奈良県 土木部河川課/三重県 伊賀県民局

※ニュースレターを追加でご希望の方は、淀川水系流域委員会庶務までお問い合わせください。(希望部数が多い場合は、費用をご負担いただくことがありますので、予めご了承ください。)